

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県下伊那地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年 8月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

豊科ショッピングセンター

安曇野市豊科4272-10

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マイカル

大阪市中央区久太郎町3-1-30

## 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マイカル	株式会社マイカル
住 所	大阪市中央区久太郎町3-1-30	大阪市中央区久太郎町3-1-30
代表者の氏名	岡 田 元 也	川 本 敏 雄

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3-1-30	岡 田 元 也
株式会社ノセ	松本市大手3-3-2	能 勢 芳 茂
株式会社ノセマガネ	松本市大手4-4-3	能 勢 頼 明
有限会社池田商会	南安曇郡豊科町大字豊科4479	池 田 百合子
株式会社三原製茶園	南安曇郡豊科町大字豊科5750	三 原 不二夫
株式会社中部カラー	松本市両島7-52	関 原 見 視
林守 幸	南安曇郡豊科町大字豊科4754	
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14 第三デリカビル9F	本 山 茂 斗
株式会社ナカニシ	鳥取市富安2-70	中 西 弘
エステール株式会社	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー15F	丸 山 朝
株式会社ほていや	名古屋市東区泉2-21-5	猪 飼 忍
株式会社リオチェーン	名古屋市中区平和1-1-20 リオ第三ビル4F	横 山 卓 幸
株式会社大谷	新潟県中蒲原郡亀田町亀田工業団地内	大 谷 勝 彦
小林製菓株式会社	南安曇郡豊科町大字豊科4476	小 林 和 幸

有限会社大国屋	北安曇郡白馬町大字北城1393-1	山本孝男
種田 修二	松本市笹賀3482-7	
株式会社フォルサム	大阪市中央区船場中央2-2-5	伊藤美男
合資会社宮沢酒店	南安曇郡豊科町大字豊科4481	宮沢豊作
株式会社いちかわ	佐久市大字中込14	市川幸枝
株式会社鈴丹	名古屋市中区栄2-15-37	伊佐治 博
株式会社エルメ	大阪市中央区瓦町1-6	沼田昌樹
有限会社稲垣商事	伊那市大字伊那5237-1	稲垣博司
有限会社ジョリィ	上田市大手2-2-3	小石 稔
株式会社エルオー	和歌山県海南市九品寺256	岡本俊文
株式会社かめや	諏訪郡原村11122-1	吹上孝文

(変更後)

名 称	住 所	代 表 者
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3-1-30	川本敏雄
株式会社ノセ	松本市大手3-3-2	能勢芳茂
株式会社ノセメガネ	松本市大手4-4-3	能勢頼明
有限会社池田商会	安曇野市豊科4479	池田百合子
株式会社三原製茶園	安曇野市豊科5750	三原不二夫
株式会社中部カラー	松本市両島7-52	関原見視
林守 幸	安曇野市豊科4754	
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14 第三デリカビル9F	本山茂斗
株式会社ナカニシ	鳥取市富安2-70	中西弘
エステール株式会社	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー15F	丸山朝
株式会社ほていや	名古屋市東区泉2-21-5	猪飼忍
株式会社リオチェーン	名古屋市中区平和1-1-20 リオ第三ビル4F	横山卓幸
株式会社大谷	新潟県中蒲原郡亀田町亀田工業団地内	大谷勝彦
小林製菓株式会社	安曇野市豊科4476	小林和幸
有限会社大国屋	北安曇郡白馬町大字北城1393-1	山本孝男
種田 修二	松本市笹賀3482-7	
株式会社フォルサム	大阪市中央区船場中央2-2-5	伊藤美男
合資会社宮沢酒店	安曇野市豊科4481	宮沢豊作
株式会社いちかわ	佐久市大字中込14	市川幸枝
株式会社鈴丹	名古屋市中区栄2-15-37	伊佐治 博
株式会社エルメ	大阪市中央区瓦町1-6	上野義博
有限会社稲垣商事	伊那市大字伊那5237-1	稲垣博司

有限会社ジョリィ	上田市大手2-2-3	小石 稔
株式会社エルオー	和歌山県海南市九品寺256	岡本 俊文
株式会社かめや	諏訪郡原村11122-1	吹上 孝文

## 4 変更した年月日

平成18年5月25日

## 5 届出年月日

平成18年8月7日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

## 7 縦覧の期間

平成18年8月24日から平成18年12月24日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年8月24日

長野県知事 田中 康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長野ステーションビル

長野市南千歳1-22-6

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木2-2-2

## 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社アントステラ	午前9時30分	午後7時30分	午前10時	午後8時
株式会社水城漬物工房				
有限会社プランニング・エメ				
株式会社竹風堂				
有限会社西澤餅店				
有限会社信州キウイ				
株式会社桜井甘精堂				
有限会社アベイル				
株式会社ベルミラン				
株式会社かねまつ				
有限会社サンテック				

株式会社サカキヤ本舗	午前10時	午後8時	午前10時	午後8時				
株式会社三松								
株式会社アストールほしの								
株式会社ゆうきや								
株式会社ロン都								
有限会社ナカジマヤ								
イトキン株式会社								
株式会社ブルーグラス								
株式会社紅久								
株式会社キャン								
株式会社ダン								
株式会社リオチェーン								
ブルーウェイ株式会社					午前10時	午後8時	午前10時	午後8時
株式会社キャビン								
株式会社アイウォーク								
株式会社玉屋								
株式会社クリード								
株式会社サン・リーナ								
株式会社横田屋								
株式会社ヒロノブ								
株式会社中央コンタクト								
有限会社モノクロームあおば								
有限会社フランス美容室								
株式会社ハニーズ								
株式会社やまと								
株式会社タナカ								
株式会社まるため								
有限会社カムインターナショナル								
改造図書出版販売株式会社								
長野文具株式会社								
有限会社フリマボックス								
福勢 智								
株式会社ユナイテッド・フレグランズ・オブ・インターナショナル								
フランスベッド販売株式会社								
有限会社ア・アリアンサ								
松屋織物株式会社								
有限会社T・Zカンパニー								
有限会社満喜								

- 4 変更する年月日  
平成18年 9月29日
- 5 届出年月日  
平成18年 8月 8日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間  
平成18年 8月24日から平成18年12月24日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

**公告**

千曲市による羽場漆原地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年 8月24日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 土地改良事業計画書の写し
  - (2) 条例の写し
- 2 縦覧の期間  
平成18年 8月25日から 9月22日まで
- 3 縦覧の場所  
千曲市役所

水と土・郷づくりチーム

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年 8月24日

長野県須坂建設事務所長 佐藤博文

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する役務名  
ダムコンピュータ設備保守点検業務委託
  - (2) 役務の特質  
入札説明書のとおりです。
  - (3) 履行期間  
着手日から約120日間
  - (4) 履行場所  
長野県須坂建設事務所管内
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 過去に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
  - (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
須坂市大字須坂中繩手1699-11  
長野県須坂建設事務所 総務チーム  
電話 026(245)1670
- 4 入札手続等
  - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年9月7日(木) 午後1時30分  
イ 場所 長野県須坂建設事務所 2階会議室
  - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年8月31日(木)午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月24日

長野県須坂建設事務所長 佐藤博文

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務名

ダムの低水放流設備及びインクライン設備保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

着手日から約90日間

(4) 履行場所

須坂市 豊丘ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂中繩手1699-11

長野県須坂建設事務所 総務チーム

電話 026(245)1670

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年9月7日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県須坂建設事務所 2階会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年8月31日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川チーム